

次期京都市農林行政基本方針（仮称）策定業務仕様書

1 業務名

次期京都市農林行政基本方針（仮称）策定業務

2 業務の目的

本業務は、今後10年間の本市農林行政の方向性を示すために、新たに策定する次期京都市農林行政基本方針（仮称）（以下、基本方針という。）の策定に向けた提案、基本方針検討会等の運営補助等を委託するものである。

3 業務内容

(1) 検討会及び分野別ワーキンググループの運営補助

基本方針の策定に当たり、学識経験者、有識者、市民等から構成される検討会（11名程度を予定）を4回程度（4回のうち、同日に分野別ワーキンググループを2回程度開催）開催する予定であり、それらの運営補助を行うこと。

- ・進行表の作成や会議資料の出力等の会議開催に係る資料一式の作成
- ・委員の日程調整（出欠確認及び会議案内送付等）
- ・会場調整及び会場設営等会議実施に必要な用意
- ・委員等（委員及びオブザーバー）への報酬・旅費*及び会場費の支払い
- ・議事録及び論点整理の作成（会議記録、写真撮影含む）
- ・意見の取りまとめ等

※ 委員等への報酬・旅費については、605千円を目安として積算すること。

なお、上記金額は、委員が11名の場合を想定しており、委員数の増減に応じて、変動するため、委員数確定後、本市と協議し支払額を決定する。また、上記金額は、税金（消費税及び源泉徴収分等）を含む額とする。

(2) 基本方針の策定に係る提案・調整業務

基本方針の策定に係る情報収集や資料作成、具体的施策の提案等を行うこと。

ア 京都市の農林業に係る情報の収集

- ・基本方針策定に向けた検討に効果的な情報等の収集

イ 基本方針の策定に係る提案・調整業務

- ・検討会及び分野別ワーキンググループの意見集約、これらの基本方針及び具体的施策への反映
- ・基本方針策定に当たっての本市関係者との連絡調整
- ・検討会及び分野別ワーキンググループ用資料の作成補助

ウ 基本方針（仮称）冊子の作成

検討会及び分野別ワーキンググループ等での内容を整理し、本市等と協議しながら内容を冊子にまとめること。

なお、作成部数については、「4 成果物」参照

(3) パブリックコメントに係る補助事業

パブリックコメントの実施に係る補助事業を行うこと。

ア パブリックコメント資料の作成

検討会及び分野別ワーキンググループ等での内容を整理し、本市等と協議しながら内容をまとめること。また、パブリックコメント実施に係る冊子等のデザイン等も委託内容に含めること。

なお、作成部数については、「4 成果物」参照

イ 意見の取りまとめ

パブリックコメント実施に係る意見の集約及び内容をまとめること。

ウ その他

パブリックコメント実施に係る冊子等の配布作業等事務

4 成果物

次の条件をもとに冊子を制作すること。また、表紙及び本文等のデザイン、レイアウトも行うこと。

※ 成果物の仕様（色、ページ数等）については、若干の変更の可能性がある。

(1) 次期京都市農林行政基本方針（仮称）冊子

・本冊子500部（カラー、40P）

・概要版500部（カラー、8P）

※ 概要版については、デザイン・レイアウト等を工夫し、わかりやすい形で市民と共有できる冊子とすること

(2) パブリックコメントに係る配布物

2,000部（中綴じ表紙カラー、本文2色刷）

(3) 上記(1)・(2)のデータ一式

5 委託料

委託料は、調査・資料作成をはじめ、検討会等の開催費用、委員謝礼、成果物の印刷費、その他通信運搬費等に係る一式を契約金額に含み以下とする。

委託料上限：金3,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6 スケジュール（予定）

令和2年

6月 検討会（1回目）

8月 検討会（2回目）、分野別ワーキンググループ（1回目）※同日開催

10月 検討会（3回目）、分野別ワーキンググループ（2回目）※同日開催

12月 パブリック・コメント

令和3年

3月 検討会（4回目）

基本方針（仮称）の策定

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、変更となる可能性がある。

7 その他

(1) 業務遂行にあたり知り得た個人情報については、個人情報保護法、京都市個人情報保護条例に則り適切に管理すること。

(2) 業務の実施に当たっては、着手前に本市職員と十分協議したうえで、その指示に従うこととし、円滑な業務遂行に努めること。

(3) 本業務の実施により得られた成果は、本市に帰属する。

(4) 受託者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。

(5) 受託者は、業務の一部を再委託するときは、あらかじめ書面により本市の承認を得なければならない。

(6) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に疑義が生じたときは、両者協議のうえ、これを定め、協議が整わない場合は、本市の定めるものとする。

(7) 本市が提供した資料及びデータ等については、一切他への流用を禁止する。また、本業務が終了した時点で、電子データ等は速やかに抹消すること。